

## 第5回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日 時 平成30年5月15日（火）12:58～14:18  
場 所 仙台市役所表小路仮庁舎1階復興業務作業室  
出席者 選定委員：5名  
事務局：経済局産業政策部企業立地課  
内 容 1. 開会  
2. 議事  
（1）審議事項  
①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について  
②第3回事業者募集について  
3. 事務連絡  
4. 閉会

### 要旨

#### 1. 委員の変更について

事務局より、本年2月14日に開催した第4回選定委員会以降、本市の4月1日付けの人事異動に伴い、本市職員の委員が変更となったことを紹介した。

#### 2. 委員会の開催について

委員7名中5名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。

#### 3. 応募事業者との接触状況の確認について

事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。

#### 4. 委員会の公開・非公開等について

事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。

#### 5. 議事録署名委員の選任について

委員1名を議事録署名委員として選任した。

#### 6. 守秘義務について

事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。

#### 7. 審査手順について

事務局より、事業提案の審査手順について説明した。

具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。

#### 8. 事業提案に関する意見交換

審査手順に従って、S-6画地に応募のあった1件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。

(1) 受付番号②-1

○次の質問があり、事務局から回答を行った。

- ・タイヤチップの用途、販売先、販売方法、燃焼した際の環境への影響
- ・タイヤチップを燃料として使う際の、温室効果ガスの排出抑制の効果
- ・収支事業計画における、廃タイヤ処理収入他の内訳の比率
- ・破碎処理施設の建設状況、許認可状況
- ・従業員の雇用形態、本事業用地に常駐する人数

○次の意見があった。

- ・タイヤチップの屋内保管が望ましい。
- ・タイヤチップの屋外保管について、長期間放置されないように監視が必要である。
- ・仮囲いは景観へ配慮したものとするのが望ましい。
- ・グループ内事業者各々のコスト削減を図ることができる事業内容を評価する。

○次のコメントがあった。

- ・バーゼル法の一部改正による、今後のタイヤチップの輸出が懸念される。
- ・事業提案書と異なる目的での、本事業用地の利用が懸念される。

○事業提案は具体性を欠くが、今後、事業提案を実現していくことを、本市が事業者との接触の中で確認するよう指摘があった。

9. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

10. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定について

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、事業候補者を次のとおり選定した。

受付番号②-1 事業候補者として選定

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。

11. 第3回事業者募集について

第3回事業者募集については、改めて募集要項の審議は行わずに、各委員へメール等で送信し、内容確認を行うことを決定した。